

両大戦間期フランスにおける国民の概念とその変容 —1927年国籍法の改正を中心に—

渡辺千尋

はじめに

一般に国籍法は、国民と外国人の法的な境界を規定する法制度である。「人は国籍によって特定の国家に所属」することから、「国民という概念に対立する概念は外国人という概念」²という形で定義される。したがって国籍法の改正とは、国民を法的に定義しなおすことである。

国籍の取得は、生来の国籍付与と伝来の国籍取得、言い換えれば、出生による国籍の付与と出生後の国籍取得にフランスでは分類される。生来の国籍付与について、19世紀末以降、フランスは血統主義(jus sanguinis)ではなく出生地主義(jus soli)を基本とする法制度を維持してきた。伝来の国籍取得については、意思に基づく国籍の取得、すなわち帰化(naturalisation)、届出(déclaration)、回復の他に、婚姻、認知、養子縁組等の身分行為に基づく国籍の取得が認められている。

しかし国籍法によって定義されるこの法的な国籍の概念と実際の国民の概念は必ずしも一致するわけではない。国民概念が同化(assimilation)³の理念に強く影響されてきたフランスでは、「単一にして不可分」という同化主義的な共和国理念は、とくに第3共和制以降、共和制を保つための思想的基盤であった。だが、同化できる構成員を定めることは同化できない構成員を特定することになり、その構成員の選別や排除につながる。そしてこの包摂と排除の境界は、法的にも実質的にも存在するのである。

従来の研究において、法学の分野⁴に属する国籍法は、移民2世の国籍の取得や帰化が論点になりやすいため移民史や移民政策史との関連で論じられることも多い⁵。こうした観点から行われた代表的なものとして、ノワリエル(G. Noiriel)の研究を挙げることができる⁶。ノワリエルは、19世紀という国民国家の形成期における国民と外国人の差異化、あるいは国民概念の確立に関心を示し、近年の研究では、外国人排除にいたるヴィシーの起源を19世紀末の第3共和制と捉え、共和派あるいは急進派の同化の思想に包摂と排除の二面性が含まれていることを明らかにした⁷。

1980年代国籍法の改正を巡って政治的論争が起こる中で、ノワリエルのように19世紀末の国民概念の変容に着目し、それを現在の国籍法の基盤と位置づけながら、フランスの同化主義的な国民理解という特質を引き出したのが、ブルーベイカー(R. Brubaker)であった⁸。1889年6月26日国籍法(以下、1889年法と略記)⁹が出生地主義を基調とする背景として、ノワリエルが人口的、軍事的関心を重視する一方で、政治的、イデオロギー的関心をブルーベイカーは強調した¹⁰。彼によると、出生地主義の拡大は、兵役義務を逃れることが可能な在仏外国人と国民の間の不平等、及び「フランス・ネーション内部の異なるネーション」の脅威という二つの観点から下院の共和主義者によって推し進められたのであり、軍隊の規模の量的な拡張という人口的、軍事

的関心を強調すべきではないとする。

このようなノワリエルやブルーベイカーの研究は19世紀末という特定の時代を対象とするにすぎないと考えられるだろう。このことを指摘し、国籍政策の体系的な研究を開始したのが、ヴェイユ(P. Weil)であった¹¹。彼は国籍の基本的概念を提示しつつ¹²、国籍が辿った歴史と時代ごとの特質を明らかにすることを試みた。彼の基本的視座は国籍法を人口と国家を結びつける法とし、国民の基準を選択する政策と捉えるところにある。そして、彼はフランス革命期から1927年8月10日国籍法(以下、1927年法と略記)にかけての現代の国籍法の構築と並行して、外国人や帰化人の選別という人種主義的なアプローチが移民と国籍の政策領域に現れたことに注目し、ヴィシー期だけでなく解放期にもこのアプローチが存続していたことを明らかにした。

1920年代外国人人口の急激な増加を経験したフランスは、多くの外国人の国籍取得を可能にする「リベラルな」¹³1927年法を制定したのだが、一方で、ヴェイユやノワリエルが明らかにしたように、外国人や帰化人の選別や排除の側面をもったことは、共和制が成立以降抱えてきた包摂と排除という相反する両面を表しているのである。

以上の研究史を踏まえ、本稿では1927年法に焦点を当て、両大戦間期を通じて国民や外国人がどのように捉えられていたのか考察する中で、両大戦間期の国民概念の変容と1927年法の歴史的特質について論じていきたい。

1. 第1次大戦後の帰化を巡る議論

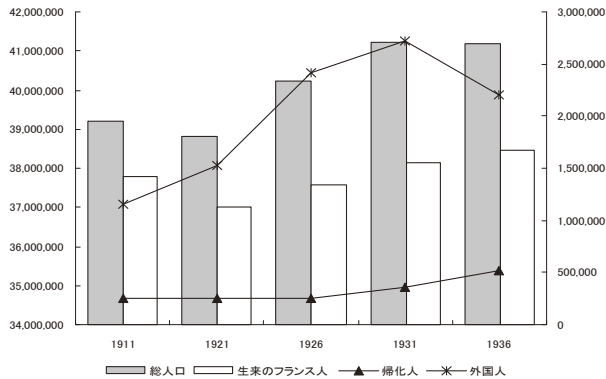
当初、1927年法は1889年法を修正した形で提案され、のちに「真の(véritable)国籍法典」¹⁴としてその効果が期待されることとなる。「人口危機」が社会問題化していた中で、「共和国はすぐに新しい市民が必要である」¹⁵と考えられ、国籍法の改正が人口に活力を与えるきっかけになることが望まれたのである。

(1) 背景としての「人口危機」—フランス人人口の減少と外国人人口の増加

「痛ましい勝利」¹⁶と形容されるように、フランスにとって第1次大戦の被害は著しく、19世紀末以降フランスが抱えていた「人口危機」は、いっそう深刻な問題として認識されるようになった。そこでまず1920年代の人口状況について簡単に確認しておこう。

1911年3919万人から1921年3880万人にまで減少した総人口は、1931年には4123万人に達する。この増加は外国人の急激な流入によるものであった。**【図1参照】**すなわち外国人数は、1911年116万人、1921年153万人であり、総人口の3%、4%を占めていたが、1926年241万人、1931年272万人に増加し、総人口に対する割合は1931年には6.6%に達していたのである。一方、総人口から外国人数を差し引いた人口をみると、1911年3778万人、1921年3701万人、1926年3757万人、1931年3815万人であり、戦前の人口を回復したのは1931年のことである。したがって1920年代フランス人人口は停滞しており¹⁷、総人口の増加は外国人によるものであった。

図1 1911年-1936年フランスの人口状況



注1) 棒グラフ(総人口と生来のフランス人)は左側の縦軸、折れ線グラフ(帰化人と外国人)は右側の縦軸のグラフである。

(出所) *Annuaire statistique de la France*, 1966, INSEE, p. 62より作成。

(2) 国籍法改正の推進勢力—人権擁護連盟

このような人口状況を背景としながら、ドイツやイタリアの出生率の上昇が過度に危惧され、軍事力低下を防ぐ手段として人口の増加が望まれるようになる。「人口危機」に対する対応策が模索される中で、長期的に労働力や兵力を潤すことより、即座に効果が現れる外国人の帰化を促すことで人口を短期的に増加させようとしたのが、人口増加論者 (populationiste) であった¹⁸。この論者には、専門家やコミュニストを除く左派全体 (社会主義者、急進左派)、自由主義者、国籍法改正の最大の圧力団体となる人権擁護連盟 (la Ligue des Droits de l'Homme)¹⁹ が加わり、議論が展開されていくこととなる。一方、中道右派や極右は帰化人に「嫌悪感」²⁰ を抱き、「ペーパーフランス人 (des Français papiers)」²¹ と非難した。というのも帰化人はそれぞれの過去、初等教育、言語、慣習を保持するため、文化的同化が困難であるだけでなく、フランスの国民性を衰退させることを彼らは危惧したのである。

では、国籍法の改正を促したとされるこの人権擁護連盟は、どのような活動を行っていたのだろうか。この連盟は、ドレフェス事件を契機として、1898年に自由と正義というイデオロギーのもとに創設された団体であり、連盟の代表者には地方行政の重要な役職や議員などが含まれていた²²。1920年代になると、移民の増加に伴って、外国人の境遇、とくに外国人やその子弟の同化や帰化の問題に連盟は関心を抱くようになり、一部の人権擁護連盟員は2つの団体を創設する。

第1に、政治家ペルヴエ (P. Painlevé)、産業家オルシャンスキ (R.-A. Olchanski)、ラファエル (P. Raphael)²³ が中心となってフォワイエ・フランセ (le Foyer Français) を創設した。この団体は在仏外国人の教育に携わりながら、その同化を推進し²⁴、外国人が帰化申請を行うために必要な行政手続きを容易にすることを試みた。

第2に、1927年法改正の最も活発な推進者となるランベール(C. Lambert)²⁵は1925年にアミティエ・フランセーズ(l'Amitié Française)を設立し、大量の帰化を促す政策を擁護した。ランベールは、第1次大戦を志願兵として過ごした自らの経験から、「人口危機」によって脅かされたフランスの活力・兵力を回復させることを望み、在仏外国人の大量の帰化を目指したのである。

しかし人権擁護連盟は外国人に対し寛容であると同時に、国益の侵害を認めないという二面性をもっていた。とくにこれは1925年ラ・ロシェル会議の決議に表れている。この決議において、外国人の連盟への新規加入を認めないことが採択されるにいたったのである。これを受け、ラファエルは、民主主義の思想を持つ移民に対するフランス的思想の普及を妨げたとして非難し、翌年のメッツ会議において再検討することを求めた²⁶。こうしたラファエルの働きかけによって、1926年12月メッツ会議では、外国人の加入が改めて認められるようになる。しかしこの会議においてもフランスの伝統的ホスピタリティが尊重される一方で、国家安全やフランス人労働者の保護の必要が重視され、連盟はそれを脅かす外国人の国外追放に必ずしも反対していないことが明らかとなった²⁷。

さらにそのラファエルでさえ、著書の中で、失業と公衆衛生の問題を考慮して外国人の統制や選別の必要を説いている。彼は国内労働力の利益を守るために、外国人労働者を次の3つのカテゴリーに分けなければならないとした。①戦時にフランスのために戦った者、フランスで生まれ21歳のとき国籍選択の権利の放棄に同意した者、フランス人女性と結婚した者、②季節労働者以外で、上記の条件の一つしか満たさない者、③季節労働者である。第1カテゴリーの条件をできるだけ多く満たす者から優先的に労働ビザが認められるべきであると考え、フランスに居住する外国人の同化を推進するために、入国時における選別を彼は強調したのである。

(3) 帰化促進政策—法務部局の改革

帰化数や届出数の増減は法制度の改正だけでなく、行政機関の組織化や効率化の影響も受けやすい。国籍法の改正に先立って、政府は帰化数を増加させることに成功したのだが、それはとくに以下の2つの事情に伴う帰化手続きの障害を克服したことに起因する。第1に、法務部局に提出された申請書が飽和状態にあったことである。1920年代の申請数の増加にもかかわらず、法務部局の予算規模は1914年のままであり、申請受理の遅れが累積されていた²⁸。第2に、申請手続きの負担の重さによって、外国人が申請自体を諦めていたことである²⁹。1889年法では居住許可や帰化申請に必要な手続きに対し、それぞれ手数料(droits de sceau)の支払いが義務付けられていた。それは申請者の収入に応じて減額することができたが、申請者にはあまり知られていなかったのである³⁰。

このような2つの障害を克服するために、政府はいくつかの行政上の改革を行った。まず、1924年5月急進社会党と社会党SFIOの左派「カルテル政権」下で、申請書の評価基準を厳格にしないよう方針が転換された。その際重視された申請基準は、徴兵適齢と良好な健康状態であった。したがって召集に同意しなければ申請は拒否され、出産適齢期の若者の申請は好意的に扱われた³¹。次に、1926年7月にポワンカレ

政府下で法務大臣に就任したバルトゥ(L. Barthou)³²は、8月に委員会を設立し、法務部局の組織の再編成を企図した。この委員会の委員長にバス・アルプス県の上院議員オノラ(A. Honnorat)³³が任命され、報告者にはランベールが就いた。委員会は、1926年9月21日デクレにより新たな行政官を募集し、部局の移転と再組織化を企てた。

このような行政改革の結果、1927年法改正以前に帰化数は1924年5200件から1926年1万1100件に増加する³⁴。このことは、法改正単独では、必ずしも帰化数の増減に直結しないことを意味している。すなわち法制度を寛大に改正すれば申請者数は増加するが、同時に行政側の改革を行うことが必要なのである。

2. 1927年国籍法にいたる議会での審議

議会討論の過程は、3つの時期に分けることができる。①第1次大戦以前から下院の審議が行われた1924年4月まで、②上院により大幅な改正が行われた1925年、③被選挙権や国籍の失権が議論の中心になった1927年である。

(1) フランス人の国籍の維持

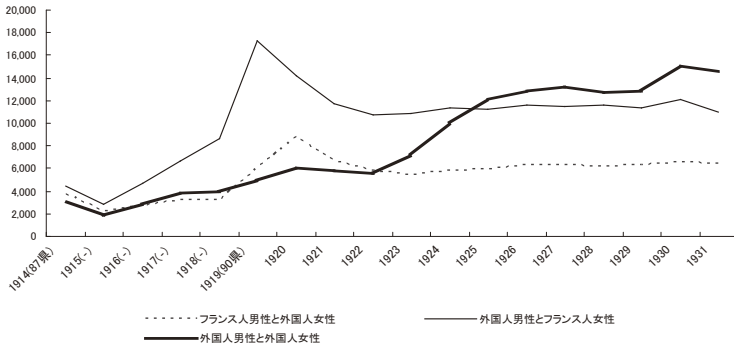
1927年法に繋がる法案が初めて提出されたのは1913年のことである³⁵。法務大臣ラティエ(A. Ratier)と外務大臣ピション(S. Pichon)によるこの法案は、1889年法を基盤とする国籍の法制度の原則を侵害せず、1889年法よりフランス国籍に到達できる可能性を増やすことを提案した。この法案に1916年フェミニストであるマルタン(L. Martin)の提案が結びつき³⁶、外国人男性と結婚するフランス人女性に届出による国籍の維持を認めることが提案された。しかし第1次大戦期になると、外国人に対する警戒心が広まり、ブリアン(Briand)による1916年9月の法案では、厳格な条件を満たさなければフランス人の資格を認めないとされた。すなわち1913年の提案の意向に対し、議論は反対の方向に進む。こうした国籍の問題に関する様々な法案は、第1次大戦後、上院の委員会によって検討され、その結果、できる限り多くの市民をフランスに保ち、望まれないものを拒否することが考慮された。この一連の法案は上院議員ロピトー(G. Lhopiteau)の「総括的な」³⁷法案³⁸となり、1922年3月上院において国籍法改正の審議が初めて行われることとなる³⁹。

前述の法案を踏まえ、ロピトーはできるだけ多くの外国人に国籍を認めることとその外国人の「質」に留意することを両立すべきであるとした。しかしそれ以上に重要な点は、外国人男性と結婚するフランス人女性に対し、国籍を失う意思を示さない限り国籍の維持を認めようとしたことであろう。外国人労働者の流入に伴う外国人男性とフランス人女性の国際結婚の増加により、フランスは多くのフランス人女性を失っていたため⁴⁰、女性が国籍を維持できる法制度は不可欠に思われたのである⁴¹。【図2参照】

一方、下院においても、上院と並行しながら4つの改正案が提出されていた。①1919年6月オノラ(A. Honnorat)の質問状⁴²、②1920年3月外務大臣兼総理大臣のミルラン(A. Millerand)と法務大臣ロピトーの法案⁴³、③1920年6月下院議員マラン(L. Marin)の法案⁴⁴、④1924年12月デニス(P. Denise)とリコフィ(H. Ricolfi)の法

案⁴⁵である。いずれもその内容は兵役との関係から帰化の問題が中心となり、上院で可決された法案とともに1924年4月に審議が行われたが⁴⁶、いかなる反対もなく、各法案は可決されることとなった。

図2 国際結婚数



(出所) P. Depoid, *op.cit.*, p.61-62より作成。

(2) 帰化条件の緩和

左派「カルテル政権」成立後の1925年11月、上院において国籍制度に根本的な修正がもたらされる。上院の法制委員会は民法の一部に含まれていた国籍や帰化に関する条項を抜粋し⁴⁷、「真の国籍法典」の作成を掲げただけでなく⁴⁸、帰化申請に必要な居住期間を10年から3年に短縮する法案を提出し、「大鉈をふるった」⁴⁹。この短縮案は、1925年10月にランベールが下院に提出したものであり⁵⁰、下院の急進社会主義者が促した帰化の緩和を上院が推し進めたかたちとなった。

さらに上院は帰化だけでなく、生来の国籍付与の増加も望み⁵¹、1889年法の「フランスや外国でフランス人男性から生まれた個人はフランス人」(第8条)という血統主義の原則を確固とした。その上で、父親や親権者がフランスで生まれ、自らもフランスで生まれた個人に国籍を認めるだけでなく、母親がフランス人女性ならば、フランスで生まれた個人に国籍を与えるよう出生地主義の拡大を決定し、その子供に成人時の選択権を与えず、自動的にフランス人にすることが主張された。

しかし、1889年法では10年の居住で同化した外国人が帰化の権利を得て、帰化を享受できると考えられてきたのにもかかわらず、3年への短縮は同化していない外国人をフランス人にする可能性を含んでいた。そこで国籍の取得を容易にする一方で、軽率な国籍取得に対する保証措置の必要性が説かれ、急進社会主義者であるリスボンヌ(E. Lisbonne)は以下のような4つの指導原則を述べた。第1に、出生であれ、血統であれ、フランスに愛着があるできるだけ多くの外国人をフランス人化する。しかしながら強制によって愛着をもたらすことができないものにフランス国籍を押しつけることを避ける。第2に、できる限り帰化を容易にする。ただし性急な結果として生じ

る軽率や乱用から国家を保障する。第3に、フランスに数的な利点と、それ以上に道徳的利点を増すことを望む。第4に、フランスが外国人に対し寛大であるが、自らの寛大さに騙されないことを望む⁵²。

こうして、帰化人に帰化後10年の「試験期間」を課し、その間帰化人は被選挙権を享受できないこと、帰化国籍を剥奪される可能性があることが修正案に加えられた。そして3年への短縮というリベラルな修正案と10年の「試験期間」という制限的な修正案は可決され⁵³、以後下院では、被選挙権と失権の問題が争点になる。

(3) 被選挙権と国籍の失権

同時期に行われていた兵役の審議においても人口問題の解決を望んだ下院は、出生率低下の「救済手段」、「最後の手段」として帰化を捉えていた⁵⁴。1927年3月4月の審議でランベールは次のような2点を説いた。第1に、帰化は子供をもつ外国人男性に認められることである。彼はフランス語教育が同化を完全なものにすると考え、フランスの学校に通う子供がいれば、その両親も同化できるとみなしたのである。しかし、第2に、反道徳的な外国人を帰化させないよう好ましい申請者の選別を強調した。具体的には帰化政策を移民政策によって補完させることを提案し、アメリカのように出入国時の審査による選別を望んだ。

すなわち、外国人をできる限り多くフランス人人口に「吸収する」こと⁵⁵が必要不可欠とみなされた一方で、同時に国家が帰化の許可や拒否を行うことを望み、その権利こそが国家に残された唯一の保証とみなされるようになった。こうして議論の中心となったのが、第6条と第9条である。

1889年法の第6条では、帰化人は帰化後10年間被選挙権を行使できないことが規定されていた。ラフォン(E. Lafont)はこの取り消しを求め、フランスの市民として市民権や参政権を付与するという帰化の原則に反することを指摘した。ラフォンの発言に対し、報告者マラルメ(A. Mallarmé)は、帰化人が生来のフランス人よりも多くなる可能性があるパ・ドゥ・カレ県のメリクールやノール県のオストリクールなどにおいて、市町村議会や県議会の被選挙権を帰化人にすぐに与える危険性を説き、ラフォンの修正案は否決される。

次に、国籍の失権に関する第9条の採択においても、ラフォンは取り消しを求め、この反対派に社会主義者も加わった。しかしランベールやマラルメを初めとする急進社会主義者は国籍の失権を不可欠とする右派や極右と結びつき、最終的にラフォンの修正案は否決される⁵⁶。以後、7月に上院と下院でそれぞれ審議が開かれ、条文の表現に関する若干の修正を経て、1927年8月10日法が公布されることとなる。

3. 1927年国籍法の分析

公布された1927年法⁵⁷は、①女性の国籍の維持や回復、②生来の国籍付与、③外国人の帰化の条件の緩和という特徴をもっていた。1889年法と比較しながら1927年法の3つの特徴を検討してみよう【表参照】。

(1) 女性の国籍の維持⁵⁸

1889年法では、妻は夫の国籍に従わなければならなかったのに対し、1927年法第8条は妻の国籍維持を認めた。外国人女性に関して、「フランス人男性と結婚する外国人女性は、自らの請求、あるいは自国の法に応じて夫の国籍に必ず従わなければならない場合のみフランス人の資格を取得する」とし、自国の法律で夫の国籍に従う必要がない場合、フランス国籍を請求できた。フランス人女性に関して、「外国人男性と婚姻するフランス人女性は、夫の国の法に従い夫の国籍の取得を望むことを届けないかぎり、フランス国籍を保つ」と規定し⁵⁹、フランス人であり続けることができるようになった。フランス人女性は、「結婚後、夫婦がフランス国外に最初の住居を定める場合、あるいは女性は夫の国の法に従い、国籍を必然的に取得する場合、フランス人の資格を失う」ことも明記された。

(2) 2世、3世の国籍付与・国籍取得

1927年法は2世、3世の国籍取得の可能性を1889年法より拡張した。これには生来の国籍付与、自動取得、届出がある。

第1に、生来の国籍付与として、1889年法と同様に1927年法は「フランス又は外国で生まれ、フランス人たる父親の嫡出子」(第1条1項)⁶⁰と定め、「フランス生まれの父親からフランスで生まれた嫡出子」(第1条2項)である移民の3世も、出生に基づき国籍を付与された。女性の国籍の維持(第8条)によって、外国人男性とフランス人女性の間の子供、すなわち「フランス人の母親からフランスで生まれた嫡出子」(第1条3項)はフランス人になった。また、嫡出子だけでなく、「両親がフランス人の場合、未成年時に親子関係が認知あるいは裁判によって確立した非嫡出子」(第1条4項)も生来のフランス人として認められた。

第2に、成人に達した1年後、国籍の破棄の権利を失う自動取得は、「フランスで生まれた外国人の母親からフランスで生まれた嫡出子」および「フランスで生まれた両親から生まれた非嫡出子」(第2条)に規定された⁶¹。「外国人男性からフランスで生まれた個人」は、フランス人の資格を辞退せず、21歳のときにフランスに居住している場合はフランス人になった(第4条)。この「外国人男性からフランスで生まれた個人」は、1889年法では、届出なければフランス人にならなかった(第9条)が、生まれたときから潜在的なフランス人として考慮されるようになる。

第3に、届出として、この個人がフランスに居住し、満21歳までにフランス人の資格を申請すればフランス人になることができた(第3条)。16歳以上の場合、親権を有する父母あるいは親族会議の同意を得た後見人の許可を要し、16歳未満の場合、法定代理人が本人の代わりに申請することが定められた。兵役はこの申請の代わりとなった。

(3) 帰化

帰化の条件を1889年法と比較してみよう⁶²。第1に、重要な違いは、10年の連続的居住が3年の連続的居住に短縮されたことである。しかし帰化人は、市民権および選挙権を享受したが、フランス軍へ兵役義務に就いたり、法務大臣のデクレによって

短縮されない限り、帰化後10年間公務就職や被選挙権は認められなかった。第2に、1889年法の住居許可と帰化申請という行政手続きを簡略化するために、住居許可制度を廃止したことである。したがって18歳以上の外国人に対する特別の帰化の条件は、住居許可の1年後ではなく、連続的な居住の1年後になった。第3に、この特別の帰化に関して、1889年法では、フランスの重要な公務を果す場合、フランスに卓越した才能をもたらす場合、産業や有用な発明をフランスに導入する場合、フランス軍や同盟国軍に入隊する場合に認められていたが、1927年法では、大学のディプロムを得る場合、フランス人と婚姻する場合、フランスに生まれ、成人後フランスに住居を築いた場合が加えられた。

なお1945年10月19日オールドナンスは、帰化に必要な期間を5年に修正し、また2世の国籍取得も5年の滞在が必要となることから、1927年法は歴史的に寛大な法制度として特徴付けられるだろう。

表 1927年国籍法

1世			
帰化	3年間の居住を証明する18歳以上の外国人(第6条1項)・特別の帰化の場合、フランスにおける1年間の居住の証明(第6条2項)		
回復	フランスに居住する場合(未成年の場合、第3条の条件の下で)、デクレによってフランス人の身分を回復できる。(第11条)		
国際結婚	フランス人女性	夫の国の法に従い国籍の取得を申請しない限り、フランス国籍を維持(第8条)	
	外国人女性	自らの請求、あるいは自国の法に従い夫の国籍に従わなければならない場合のみフランス人の資格を取得(第8条)	
2世			
仏生まれ	血統主義	フランス人父親	生来の国籍付与(第1条1項)
		フランス人母親	生来の国籍付与(第1条3項)
	出生地主義	外国人父親	自動取得。(第4条)21歳までの間にフランスに居住し、国籍を申請すればフランス人。(第3条)
外国人母親		規定なし	
外国生まれ	血統主義	フランス人父親	生来の国籍付与。(第1条1項)フランス人の父親あるいはフランス人の母親から外国で生まれ、フランス国籍を得なかった個人は、居住条件や年齢を問わず帰化できる。
		フランス人母親	規定なし
		帰化人父親	婚姻後に国籍を取得した外国人男性とその妻と成人の子は、居住期間の条件なしに帰化することができる。(第7条)
		帰化人母親	規定なし
3世			
2重の出生地主義 (*1)	仏生まれの父親	生来の国籍付与(第1条2項)	
	仏生まれの母親	自動取得(第2条1項)	

*1 フランス生まれの外国人からフランスで生まれたもの。
(出所)J.O., Lois et Décrets, 1927.8.14, p.8698-8700より作成。

4. 1930年代の変化—フランス人と外国人の境界

しかしながら1927年国籍法は、当初期待されていたような成果を残すことはできなかった。また1931年フランスに恐慌が到達すると、国内の失業率の増加に伴い、労働市場で国内労働者と外国人労働者の選別が行われるようになり、こうした傾向の中で外国人だけでなく帰化人も選別の対象としてみなされるようになっていく。そこで以下では、1927年後の国籍取得の数的な変化を確認しながら、1930年代における外国人や帰化人に対する差別的な法制度や選別の議論を検討しよう。

(1) 数的変化

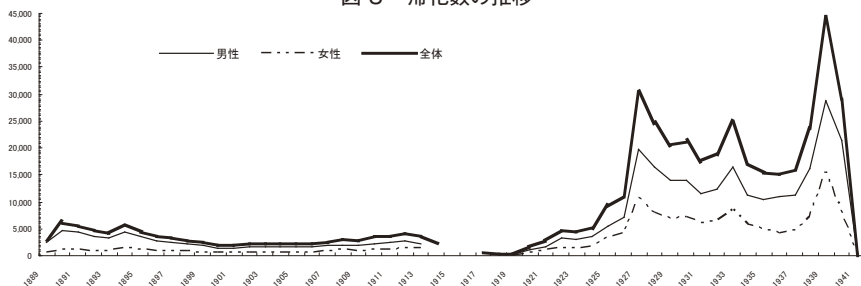
1927年以後の国籍取得の変化を帰化、回復、届出に分けて整理すると、次の3点を指摘することができる。

第1に、帰化、回復、届出数は1927年以後増加したが、いずれも一時的な現象にすぎず、1930年代に入ると減少する⁶³【図3、図4参照】。1930年代後半に帰化数や届出数が急激に増加するのは、国外退去を危惧した外国人の兵役志願によるものであった。

第2に、国籍ごとの帰化に対する相違が見られた。1889年法では、アルザス・ロレーヌ人を除くとベルギー人やイタリア人が帰化したが⁶⁴、1927年法ではイタリア人が全体の帰化数の半分以上を占めることとなった⁶⁵。反対にイタリア人の次に多かったポーランド人の帰化は極めて少なかった⁶⁶。

第3に、1927年以後、申請の拒否や延期数が増加した。拒否数は1927年700件、1928年1300件、1929年1200件、延期数は1927年4000件、1928年3800件、1929年4100件となった⁶⁷。1927年法以降この増加した申請の拒否の理由として、犯罪歴、道徳心やフランスへの愛着の欠如が挙げられた。すなわち、申請時に同化しておらず、フランス人に適さないとみなされた申請者が多かったのである。

図3 帰化数の推移



注1) 1889年-1926年の男性の帰化数には、10年の居住、3年の居住、フランス人女性との婚姻、未成年の子供の帰化、フランス軍への志願兵が含まれる。1926年-1941年の全体の帰化数には、1927年8月10日法の第6条、第7条、第11条で帰化した男女、1914年8月5日法によるフランス軍志願者、ヴェルサイユ条約による帰化した男女が含まれる。なお、子供の帰化は含まれていない。

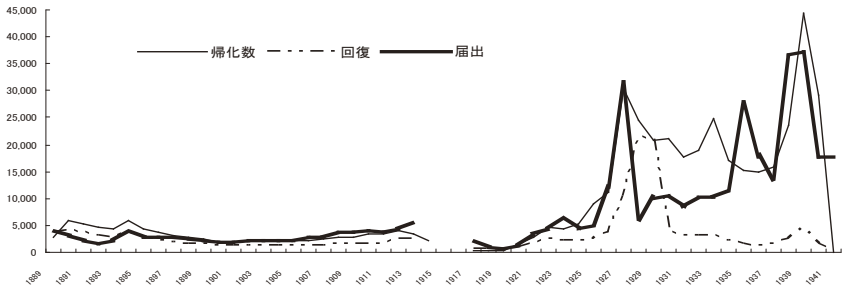
注2) 1927年の数値に関して、1927年1月から7月までは1889年法の規定、8月から12月までは1927年法の規定に基づく。

注3) 1927年の数値には、1925年7月28日法の適用により、19件のトルコ人の帰化が含まれる。

注4) 1940年1941年の数値には、1939年2月3日法の適用による帰化人10人が含まれる。

(出所) P. Depoid, *op.cit.* p. 24, 45より作成。

図4 帰化・回復・届出の推移



(出所) P. Depoid, *op.cit.* p. 24, 33, 37, 45, 53, 55より作成。

(2) 経済状況の変化と外国人の選別・排斥

a. 外国人・帰化人の選別

外国人労働者の排斥の動きが高まる中で、国民労働力保護に関する1932年8月10日法は、工業や商業における外国人労働者の割合を定めた。外国人労働者に国境が閉ざされ、工業労働者の入国数は1930年12万9000人から、1931年2万6000人、1932年1万3000人に急激に減少した。

1933年4月21日法は、フランスでディプロムを取得せず、「フランス市民、フランス人 (*sujet français*)、フランス保護領の国民」ではないならば、フランス国内で医師になることを禁じた。医師や歯科医は帰化の申請すらできなくなり(第8条)、ルーマニアやロシアからフランスに亡命した医師の多くが、医業に従事できなくなった⁶⁸。こうした労働市場における外国人労働者の規制の動きは、法的にフランス人であるはずの帰化人にも向けられた。

例えば、1934年7月19日法によって、外国人は弁護士業に就くために帰化ののち10年間待たなければならなくなった⁶⁹。1934年7月20日以前に帰化したり、フランス軍で兵役義務を果たした帰化人(1936年8月28日法)、また1935年に理工科学校の入学試験に受かり、1934年7月20日以前に帰化した外国人(1937年5月20日法)は、1934年7月19日法の適用から除かれたが、他の帰化人はフランス人と同様の条件下に置かれなかったのである。その上、1938年11月12日デクレにより、帰化人は参政権を得るために帰化後5年待たなくてはならなくなった。

このような一連の法は、帰化人がフランス人として認識されていなかったことを意味する。兵役の確保が図られ、1937年以降帰化数や届出数が増加する一方、帰化人への対応はいつそう厳しくなった。

b. 外国人の選別基準の変容

1930年代、外国人の中の「望ましい者」と「望ましくない者」を定めるために、外国人や帰化人を個人的に選別する伝統的なアプローチではなく、国家、人種、民族の帰属に基づいた人種主義的アプローチに選別基準を求める議論が盛んとなった⁷⁰。こうした議論に大きな影響をもたらしたのが、生物学的な脅威を危惧した優生学である⁷¹。

公衆衛生医師であり優生学者であるマーシャル(R. Martial)⁷²は、1920年代公衆衛生の問題から移民の統制や選別を重視し、アメリカのような移民の選別や割り当てを望んだ⁷³。しかし30年代になると、彼は「血液型人類学」から移民の分類の必要性を説くようになる。当時最新の「血液型人類学」は、西欧ではA型とO型が約半数ずつ、アメリカ先住民のほぼ総数はO型、インド亜大陸はB型が半数とし、人種の違いと血液型の分布に関係があるとする。マーシャルはこの議論から「O型とA型は残しておく。B型は排除する。AB型は心理テストや衛生検診の結果がよい場合のみ残す」と述べ、結果的にユダヤ人や東欧の移民の選別を強調した。マーシャルは、血統の類似性を重視し、移民に帰化の措置が開かれることは、乱雑な混血をもたらすと考えた。彼の思想において、移民は移植(greffe)であり、移民の生化学的な適合性を求めたのである。

また地理学者モコ(G. Mauco)は、1932年に発表した学位論文⁷⁴の中で、外国人労働者の同化の可能性を検討するために、外国人労働者を雇う自動車工場でアンケートを行い、出身に応じた移民の同化の可能性の度合いを推定した。その結果周辺諸国出身の外国人を同化可能な構成員とし、反対に、アラブ人、ギリシャ人、アルメニア人を同化不可能な構成員としてみなした。そして彼は、ロシア人、ユダヤ人などの当時フランスに滞在していた政治難民は避難国に同化する意思がないと捉えた。このことから、政治難民をこの同化不可能な構成員に加え、事実上の反ユダヤ主義の立場を採り続けた。

以上のように、1930年代、帰化人は国籍を有するのにも関わらず、「第2のフランス人」や「ネオ・フランセ(néo-français)」⁷⁵として認識され、ユダヤ人の排斥の議論が移民の民族的・人種的選別から生じた。このような帰化人の選別とユダヤ人排斥は、ヴィシーの帰化国籍剥奪政策⁷⁶に引き継がれることとなる。

むすびにかえて

以上検討してきたように、1927年法および、そののちの国民と外国人を巡る議論は次の3点に要約できる。

第1に、1927年法は国籍を取得しやすい法制度であったことである。女性の国籍維持は、2世、3世の国籍の維持も可能にし、また1920年代にフランスに入国した外国人も帰化申請できるようになった。このような国籍取得の条件の緩和の背景として、居住、フランス語、教育、兵役を通じて外国人は同化できるという思想が存在していたのだが、実際には教育政策、住宅政策などで外国人の存在は重視されず、一貫した同化政策は行われなかった⁷⁷。

第2に、1927年法によって国民と外国人の境界が曖昧なものとなったことである。

1930年代の外国人排斥の影響を受けて、フランス国籍をもつ帰化人は選別の対象となり、生来のフランス人と区別されるようになった。すなわち、1930年代前半には国籍の付与による移民問題の解決が不可能であったことが明らかとなったのである。

第3に、外国人に対して、個人的な選別ではなく、民族的選別の必要性が優生学者や人種主義者によって説かれるようになり、その議論が影響力をもったことである。この民族的な選別は反ユダヤ主義の思想につながり、ヴィシー期の反ユダヤ政策との連続性をうかがうことができる。

移民や移民2世3世の同化を前提とした法の制定が進められる一方で、その同化を実現するための政策が欠けていたことは、移民問題が移民2世3世に引き継がれる要因となったと考えられるだろう。さらに植民地のあらゆる現地人を国籍法の対象にせず、本国において同化不可能な構成員を差別したことは、植民地とフランス本国の同化政策の矛盾である。このように、1927年法は移民問題を複雑にする1つの要因として捉えることができるのである。

-
- 1 2004年度から2005年度にわたりDESKよりDIGES II (社会科学) 現地調査奨学助成金の支給を受けた。本稿はその成果の一部である。お世話になった先生方をはじめ、DESK関係者の方々に心から感謝の意を表したい。
 - 2 江川英文、山田録一『国籍法』有斐閣、1973年、1頁。
 - 3 ノワリエルも指摘するように、同化は曖昧な概念であり、引き続き検討する余地が残されているように思われるが、本稿ではさしあたり次のように定義しておく。同化とは、移民がフランス語を話し、フランスの文化や歴史に精通し、「フランス人」になることである。また、帰化とは外国人がフランス国籍を取得すること、すなわち法的にフランス人になることである。したがって同化を実質的なフランス人化 (francisation)、帰化を法的なフランス人化のひとつとして定義する。S. Beaud, G. Noiriel, “L’Assimilation: un concept en panne”, *Revue internationale d’action communautaire*, vol.21, n.61, 1989, p.63-76.
 - 4 P. Lagarde, *La Nationalité française*, Paris, 1997; P. Aymond, *La Nationalité Française*, Paris, 1947; E. Bourbousson, *Traité Général de la nationalité dans les cinq parties du monde*, Paris, 1931などがある。
 - 5 代表的なものとして、J.-Ch. Bonnet, *Les pouvoirs publics français et l’immigration dans l’entre-deux guerres*, Lyon, 1976; J. Ponty, *L’immigration dans les textes: France 1789-2002*, Paris, 2003; R. Schor, *L’opinion française et les étrangers en France, 1919-1939*, Paris, 1985; R. Schor, *Histoire de l’immigration en France*, Paris, 1996; V. Viet, *Histoire des Français venus d’ailleurs de 1850 à nos jours*, Paris, 2004; M.-C. Blanc-Chaléard, *Histoire de l’immigration*, Paris, 2001.
 - 6 G. Noiriel, *Le Creuset français. Histoire de l’immigration (XIX^e-XX^e siècle)*, Paris, 1988.
 - 7 G. Noiriel, *Les origines républicaines de Vichy*, Paris, 1999.
 - 8 R. Brubaker, *Citizenship and nationhood in France and Germany*, Cambridge, 1992 (佐藤成基、佐々木てる訳『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学』明石書店、2005年)。
 - 9 1927年法の前身である1889年法は、現在の国籍法の基盤として考えられ、民法典において初めて「国籍」という言葉が用いられた点で画期であった。この1889年法を簡単に整理すると以下の通りである。1889年法は「2重の出生地主義」を採用し、フランスで生まれた外国人男性や帰化人の子供は、フランスに居住していない場合や国籍を拒否した場合を除いて自動的にフランス人になった(第8条)。また、移民1世である外国人は、住居許可を得た3年後、あるいは10年間の連続した居住を証明する場合、フランスに帰化申請することが可能となる(第8条)。国際結婚の場合、女性は男性の国籍に従わなければならないが、外国人男性と結婚したフランス人女性は原則としてフランス国籍を失った(第12条)。なお、1889年法の条項に関しては、J. Ponty, *l’immigration dans les textes*, *op.cit.*,

- Paris, p.72-75; Ministère de la justice, *La nationalité française*, 1985, p.62-64; P. Lagarde, *La nationalité française*, Paris, 1997, p.37-38を参照。19世紀の国籍に関する研究として、C. Modonico-Torri, “Aux origines du Code de la nationalité en France”, *Le mouvement social*, n.171, 1995; C. Bruschi, “Droit de la nationalité et égalité des droits de 1789 à la fin du X^{IX} siècle”, S. Laacher (sous la direction de), *Questions de nationalité – Histoire et enjeux d’une code –*, Paris, 1987などがある。また、19世紀から現在までの国籍制度を扱った邦語のフランス国籍研究として、山田敬子「19世紀フランスにおける国籍法と外国人規制」『学習院史学』、35号、1997年; 秋場準「フランス国籍法の改正」『時の法令』、no.1024/1025、1979年; 林瑞枝「フランスにおける帰化の推移 – 18世紀末から20世紀末まで」『駿河台大学文化情報学部紀要』、第3巻、第2号、1996年; 林瑞枝「フランスにおける外国人参政権問題」『駿河台大学文化情報学部紀要』、第7巻、第1号、2000年; 澤敬子「ネーションと外国人の法についての準備的考察 – フランス移民・国籍法改正議論を手がかりに – (一)(二)」144巻2号、145巻6号、1998年、1999年がある。
- 10 ブルーベイカー、前掲書、141、142頁。
 - 11 P. Weil, *Qu’est-ce qu’un Français ?*, Paris, 2002.
 - 12 ヴェイユによると、国家が国籍を付与する基準は、出生地、血縁関係、婚姻状況、過去・現在・未来の居住の4つである。その付与の方法には国家意思と個人的意思の2つがあり、それぞれの組み合わせに応じて、国籍の付与が決定される。P. Weil, *Ibid.*, p. 10; P. Weil, *Des conditions d’application du principe du droit du sol pour l’attribution de la nationalité française*, Paris, 1997, p.13.
 - 13 M.-C. Blanc-Chaléard, *op.cit.*, p.38.
 - 14 *Le Temps*, 1927.4.14.
 - 15 *Le Temps*, 1927.4.1.
 - 16 J.-P. Bardet, “la France : la fin d’une singularité ?”, J.-P. Bardet et J. Dupaquier (sous la direction de), *Histoire des population de l’Europe*, Paris, 1999, p.439.
 - 17 人口減少は農村で際立っており、農村人口の割合は1846年75%から1926年48%に落ち込んでいた。*JO, Débats parlementaires*, Chambre des députés, 1^e séance du 31 mars 1927.
 - 18 一方、フランス人の出生率を上げることを目指し、人口政策を行ったのが出生奨励論者(nataliste)であった。両大戦間期の出生奨励論者の人口政策の経緯は次の通りである。第1次大戦後、出生率を上げるために政府は避妊や中絶のプロパガンダを禁じ(1920年7月23日法)、1923年以降中絶を軽罪として扱った(1923年3月23日法)。1931年労働大臣ランドリー(A. Landry)によって工業、商業の賃金労働者が家族手当を享受できるように図られ、1938年には財務省官房のソーヴィ(A. Sauvy)は家族手当の配分率を統一した。さらに1939年7月29日に家族法典が公布され、第1子出産に対する特別手当が制定された。J. Dupaquier, “La démographie”, J.-P. Bardet, et J. Dupaquier (sous la direction de), *Histoire des population de l’Europe*, *op.cit.*, p.59-60.
 - 19 J.-Ch. Bonnet, *op.cit.*, p.70-85; A. Marianne, M. Pierre, *L’immigration en France au XX^e siècle*, Paris, 1990, p.204-206を参照。なお、人権擁護連盟の創設期に関しては、浜口晴彦『社会学者の肖像—甦るエミール・デュルケム—』勁草書房、1989年、31-49頁を参照。
 - 20 *L’Action française*, 1926.10.17.
 - 21 *Ibid.*
 - 22 第1次大戦後、連盟の加入者は増加し、大戦直後10万人であった加入者数は、1926年末に13万人、1932年には18万人に達した。
 - 23 ユダヤ人の金融資本家の家庭出身であるラファエルは、急進社会党、フランス教育者同盟(*la Ligue française de l’Enseignement*)にも属していた。J.-Ch. Bonnet, *op.cit.*, p.77.
 - 24 P. Raphael, “Le problème des étrangers en France”, *La Grande Revue*, Paris, 1926, p.19-22.
 - 25 1883年ドローム県の自作農の生まれであるランベールは、弁護士に就いたのち、1924年から1932年までローヌ県の急進社会党の代議士であった。*Dictionnaire des parlementaires français*, tome VI, Paris, 1970, pp. 2112-2113.
 - 26 *Les Cahiers des Droits de l’Homme*, 1926, n.2, p.35.
 - 27 J.-Ch. Bonnet, *op.cit.*, p. 75.
 - 28 この遅れの改善のため、申請者の面接や申請書の準備がフオワイエ・フランセに任されるようになった。

- 29 申請額は1300フランであった一方で、当時の日給は単純労働者20.55フラン、下級公務員20フランにすぎなかった。*J.O., Débats parlementaires*, Senat, 1920.12.3, p.1650.
- 30 J.-Ch. Bonnet, *op.cit.*, p.153.
- 31 P. Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, *op. cit.*, p.76.
- 32 バルトゥは、ポーの弁護士会に所属し、1889年27歳のときに共和派の代議士として初当選を果す。1894年公共事業大臣、1913年総理大臣、第1次大戦後防衛大臣を経て法務大臣となる。P. Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, *op. cit.*, p.294.
- 33 1896年反人口減少同盟 (l'Alliance contre la dépopulation) の創設者であるオノラは、1910年急進左派の代議士として当選、1920年教育大臣となる。P. Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, *op.cit.*, p.76, 294, 295.
- 34 P. Depoid, *Les naturalisations en France, 1870-1940, Etudes démographiques*, n.3, Service national des statistiques, Paris, 1942, p.24.
- 35 *J.O., Documents Parlementaires*, Senat, 1913.11.11., Annexe n.404.
- 36 マルタンは1920年6月10日再び法案を提出し、外国人男性と離婚したりフランスに10年以上居住している女性が国籍を回復しやすい法制度に修正しようとした。*J.O., Documents Parlementaires*, Senat, 1920.6.10., Annexe n.38.
- 37 Ch. Salmon-Ricci, *La Naturalisation des Etrangers en France - Etude critique des dispositions de la loi du 10 aout 1927 -*, Paris, 1929, p.10.
- 38 *J.O., Documents Parlementaires*, Senat, 1922.1.24., Annexe n.18.
- 39 *J.O., Débats parlementaires*, Senat, 1922.3.21.
- 40 ベルギーでは、1822年5月15日法のもと、ベルギー人の女性が外国人男性と結婚する場合、婚姻から6ヶ月以内に届出れば、ベルギー国籍を保つことができた。反対にベルギー人の男性やベルギー人になった男性と結婚する外国人女性は、その夫の国籍に従わなければならなかった。このような条項はルーマニアの1924年法でも規定されていた。
- 41 女性の国籍の維持に関して、ジュリオ・ド・ラ・モランディエール『現代法の諸問題』日本佛語法曹会、日佛會館、1938年、123-142頁を参照。
- 42 オノラは、講和条約の調印までの間に、同盟国の政府がフランス在外国民の帰化申請を受け入れないかどうか、あるいは兵役、フランス人女性との結婚、戦時のフランスへの愛着の証明による同盟諸国の在外国民の帰化申請を拒否するかどうか尋ねた。*J.O., Débats parlementaires*, Chambre des Députés, 1919.6.23.
- 43 ミルランとロピトーは、現制度ではフランスの兵役に就く外国人に対する帰化条件が厳格であると指摘し、帰化と外国人の市民権の享受に関する第8条第5項の修正案を提出した。第8条の修正に伴い、帰化を申請する個人の妻や未成年の子供も一緒に市民権を享受できるよう第13条の修正も提起した。*J.O., Documents Parlementaires*, Chambre des Députés, 1920.3.12.
- 44 *J.O., Documents Parlementaires*, Chambre des Députés, 1920.7.20.
- 45 戦時に兵役のためにフランスでの居住を中断したが、フランスに再入国した同盟国出身の外国人の帰化申請に対し、法務省が中断を理由に認めなかったことが批判され、第1次大戦の間の同盟軍への入隊と居住を同一視することが提案された。*J.O., Documents Parlementaires*, Chambre des Députés, 1921.12.22.
- 46 *J.O., Débats parlementaires*, Chambre des Députés, 1924.4.10.
- 47 1927年法までのフランス国籍の得喪はフランス民法典第1編「人」第1章「民権の享有及び喪失」の中に置かれていた。
- 48 1945年10月19日オールドナンスや、男女の平等化や嫡出子・非嫡出子の平等化を規定した1973年1月9日法は、国籍法典として公布されたが、1993年7月22日法は民法典に再び戻される。
- 49 *J.O., Débats parlementaires*, Senat, 1920.11.20.
- 50 *J.O., Documents Parlementaires*, Chambre des Députés, 1925.10.25., Annexe n.1991.
- 51 *J.O., Débats parlementaires*, Senat, 1920.11.20.
- 52 リスボンヌは、フランスで生まれフランスに居住を定める個人すべてを、成人時の選択の権利なくフランス人にするには躊躇を示し、出生地主義をさらに推し進める軽率さを指摘した。*J.O.,*

Débats parlementaires, Senat, 1920.11.20.

53 *J.O., Débats parlementaires*, Senat, 1920.12.3.

54 *J.O., Débats parlementaires*, Chambre des Députés, 1927.3.31.

55 フランス国内だけでなく、アルジェリアやチュニジアのような北アフリカの植民地諸国でもこのことは望まれていた。1889年法はアルジェリア、グアドループ、マルチニック諸島、レユニオン諸島において適用されたが、植民地諸国との関係を保つためにフランス人人口の増加が求められたのである。ただし、あくまでもその対象は植民地に滞在するイタリア人やスペイン人などのヨーロッパ出身者であった【表参照】。国籍法の実施に関する1897年デクレは出生地主義に言及せず、先住民の国籍取得者は少ないままであった。

表 アルジェリア・モロッコ・チュニジアにおける人口構成

	総人口	ヨーロッパ出身者(フランス出身者)
アルジェリア	580万人	80万人(40万人)
チュニジア	210万人	15万人(5.5万人)
モロッコ	350万人	10万人(6万人)

(出所) *La Journée industrielle*, 1927.6.5,6,7より作成。

56 *J.O., Débats parlementaires*, Chambre des Députés, 1927.4.7; *Le Temps*, 1927.4.8.

57 1927年法の条項に関しては、*J.O., Lois et Décrets*, 1927.8.14, p.8698-8700, 邦語に翻訳されたものとして、法務省民事局国籍事務研究会編『涉外身分関係先例判例総覧 法令編』1127-1133頁を参照。

58 この点に関して、ラギャルドは「帰化の条件の緩和以上に、1927年法の最も大規模な改革」と評価する。P. Lagarde, *op.cit.*, p.39.

59 法の抵触を避けるために、フランス人とベルギー人の国際結婚に関しては、既婚の女性の国籍に関する1928年9月12日フランス・ベルギー協定が結ばれた。Ministère de la justice, *op.cit.*, p. 271-272.

60 一方、1927年法では、外国でフランス人の母親から生まれた子供は、フランス人ではなかった。すなわち父系の血統が優先され、両性平等の原則は実現されなかったのである。

61 この放棄の権利が途絶える場合として、「嫡出子の場合、生存する父親あるいは母親、非嫡出子の場合、生存する両親あるいは国籍に従う両親が、その子供が未成年の間に帰化あるいは回復する場合」(第2条a項)、「未成年者のときに徴兵に自発的に参加した場合」(第2条c項)と定められたが、16歳以上22歳未満なら国籍の申請の権利をもった。

62 1889年法の帰化の条件は、①住居許可を得てから3年の住居の後、②10年の絶え間ない居住を証明する場合、③特別の帰化として、国家にとって重要な公務に就いた場合、住居許可の1年後、④フランス人女性と婚姻した場合、住居許可の1年後であった。

63 帰化の志願者数は増え、1927年4万7000人、1928年6万6000人に達し、帰化の享受数も1926年1万1000件から1928年2万5000件に増加する。P. Depoid, *op.cit.*, p.24, 33, 37, 45.

64 *Ibid*, p. 30. 全国籍を1000とすると、1891年-1895年のイタリア人は300、ベルギー人は207に達した。1924年-1926年はそれぞれ388、133となる。

65 *Ibid*, p. 51.

66 ポーランド人の帰化の少なさは、第2次大戦後ポーランド人が同化不可能な国籍として捉えられる原因のひとつになる。ポンティは、この帰化の少なさの理由として2点指摘する。第1に、プロイセン、オーストリア、ロシアによって分割されてきたポーランドはとりわけ国民意識が強かったこと、第2に、ポーランド人移民はフランス滞在を1年の滞在としてしか考えておらず、定着を想定していなかったことである。J. Ponty, “Une intégration difficile : Les polonais en France dans le premier vingtième siècle”, *Vingtième siècle*, n.7, 1985, p.51-58.

67 G. Mauco, *Les étrangers en France*, Paris, 1932, p. 546.

68 1935年7月26日法により、兵役義務が免除される30歳以上の年齢で帰化した外国人は、同年代のフランス人が兵役に就いている間、開業が認められなかった。J. Ponty, *L'immigration dans les texts*,

- op. cit.*, p.210.
- 69 Ministère de la Justice, *op.cit.*, p.80.
- 70 このような人種主義的、民族的選別の意識は1920年代にすでに潜在的に存在していた。例えば、1927年法の審議中に、すでにバレイリ(L. Baretty)は、同化できる構成員であるイタリア人、ベルギー人、スペイン人、フランス系スイス人などができるだけすぐに帰化し、そして彼らが東洋人やレヴァント地方の人より容易に国籍を取得できることを求めている。*J.O., Débats parlementaires, Chambre des Députés, 1924.3.31.*
- 71 フランスの優生学について、ウィリアム・H・シュナイダー「フランスにおける「優生学」運動—1890～1940年—」マーク・B・アダムズ『比較「優生学」史：独・仏・伯・露における「良き血筋を作る術」の展開』、現代書館、1998年；米本昌平、松原洋子、棚島次郎、市野川容考『優生学と人間社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか—』講談社現代新書、2000年、第4章を参照。
- 72 マーシャルは、1909年ドゥエの初代衛生部局長に就任し、周辺の炭鉱等で働く移民労働者との診察を行った。第1次大戦期は、ヴェトナム人労働者6000人を統率した野営地の保健衛生課を組織し、のちにピレネー・グリアンタル県でスペイン人移民の衛生統制部局に着任した。第1大戦後、モロッコの保健衛生課に就任するように、常に移民に関係する場所に従事していた。P. Wei, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, *op. cit.*, p.297.
- 73 R. Martial, “Le problème de l’immigration : l’examen sanitaire et le logement des immigrants”, *Revue Politique et Parlementaire*, Décembre 1926.
- 74 G. Mauco, *Les étrangers en France*, Paris, 1932. 1932年以後モコは右派と左派から当時の移民問題の第1人者として捉えられ、ノワリエルも、「人民戦線の卓越した移民専門家」とモコを評価する。G. Noirielle, *Etat, nation et immigration*, Paris, 2001, p.39.
- 75 *Le Figaro*, 1927.8.23.
- 76 フランス人の資格の失効の手続きに関する1940年7月16日法、公職への就職に関する1940年7月17日法、帰化の改正に関する1940年7月22日法。J. Ponty, *L’immigration dans les texts*, *op. cit.*, p.211. ヴィシーの帰化剥奪政策に関する詳細は、P. Weil, *Qu’est-ce qu’un Français ?*, *op. cit.*, 第4章を参照。
- 77 名前のフランス人化について、ランベールは1927年法の審議中に求めたのにも関わらず、議論を進展させることはできなかった。*Le Figaro*, 1927.6.24; J.-Ch. Bonnet, *op.cit.*, p.163-167. なお、移民労働者の子供の教育に対する具体的な政策が行われたのは1970年のことである。G. Noirielle, “L’école”, L. Gervereau, P. Milza, É. Temime (sous la direction de), *Toute la France : Histoire de l’immigration en France au XXe siècle*, Paris, 1998; 池田賢市『フランスの移民と学校教育』明石書店、2001年；前平泰志「フランスにおける移民労働者の子どもの学校教育」小林哲也・江淵一編『多文化教育の比較研究』九州大学出版会、1985年。

L'idée de nation en France dans l'Entre-deux-guerres et sa transformation – La révision de la loi sur la nationalité en 1927

Chihiro Watanabe

Dans cet article nous nous intéressons au processus qui a conduit à l'institution de la loi du 10 août 1927 sur la nationalité. Nous mettons cette loi en perspective historique en insistant sur la modification de l'idée de « nation » en France pendant l'Entre-deux-guerres.

Le contexte d'institution de la loi de 1927 est marqué par le problème de la « crise démographique », que la France connaît depuis le XIX^e siècle, considéré comme un problème social de premier ordre à cause de la « saignée » lors de la Première Guerre mondiale. Ce sont de fait des populationnistes qui ont promu la révision de la loi sur nationalité pour essayer de donner une réponse à cette « crise ». Des radicaux-socialistes et des membres de la Ligue des Droits de l'Homme, comme en particulier Charles Lambert, insistent sur le fait que des naturalisations d'étrangers permettraient d'augmenter la main-d'oeuvre française et de renforcer l'armée.

Avant la Guerre, le débat qui aboutit à la loi de 1927 s'est engagé sous la forme d'une réflexion sur la révision de la loi 1889. C'est en 1925 qu'un projet d'assouplissement des conditions de naturalisation, présenté comme une réponse à la crise démographique, est discuté au parlement. Emile Lisbonne, radical-socialiste, propose au Sénat un projet de réduction du délai de résidence nécessaire pour la naturalisation. Mais alors qu'initialement la réforme visait à établir une législation particulièrement tolérante, une disposition supplémentaire a semblé indispensable pour empêcher des naturalisations abusives et des fraudes de la part des personnes demandant à être naturalisées. Les socialistes s'opposent alors aux restrictions qui limitent les droit des naturalisés. Cependant, celles-ci sont adoptées grâce à l'union des radicaux avec la droite et l'extrême droite.

Trois caractéristiques de la loi de 1927 sont remarquables. En premier lieu, la loi admet la réduction de la période nécessaire pour demander la naturalisation, de 10 à 3 ans. Grâce à cette réduction, la plupart des étrangers, qui sont entrés en France dans les années 1920 et ont commencé à s'établir ont alors pu remplir les conditions de demande de naturalisation. Deuxièmement, la loi autorise les femmes françaises qui épousent des étrangers à conserver leur nationalité d'origine. Dans un contexte où un nombre croissant de françaises ont perdu leur nationalité, à mesure que les mariages mixtes avec des hommes étrangers augmentent dans les années 1920, la loi de 1927 rend plus facile le maintien de la nationalité française, mais aussi son recouvrement. Enfin, la loi de 1927 reconnaît comme français potentiel tout enfant légitime né en France d'une mère étrangère elle-même née en France. Déjà la loi de 1889 stipulait que tout individu né en France de père étranger est français de naissance ; autrement dit, la loi de 1927 élargit l'étendue du *jus soli*.

Grâce à la révision de la loi de 1889 en 1927, le nombre de naturalisations, de déclarations

et de recouvrements augmenté. Mais cette augmentation est temporaire, et à partir de 1930, le nombre de refus de demande de naturalisation et de déchéance de la nationalité augmente. De plus, dans les années 1930, dans un contexte de dépression économique, prend forme un débat sur la sélection et l'expulsion des travailleurs étrangers ; ce débat inclut également la question de la sélection des personnes naturalisées. Ainsi, la loi de 1934 interdit aux avocats naturalisés d'être nommés au barreau dans la fonction publique avant la dixième année après leur naturalisation. De même, en 1938, une loi stipule que les naturalisés ne peuvent acquérir le droit politique pendant cinq ans après leur naturalisation. Cela signifie que les naturalisés qui sont légalement « français » sont distingués des français de naissance.

Dans le débat sur la sélection de l'immigration, on accorde de l'importance à la dimension raciale et ethnique. C'est René Martial, docteur en médecine de l'hygiène publique, puis eugéniste, et Georges Mauco, géographe, qui ont le plus d'influence dans ce débat. Ils insistent non seulement sur la sélection individuelle mais aussi la différenciation raciale et ethnique. Leurs idées aboutissent à l'antisémitisme avant le régime de Vichy.

Pendant l'Entre-deux-guerres, « assimilation » signifie « francisation ». Les républicains pensent alors que les enfants immigrés qui sont nés en France, parlent français, reçoivent une éducation primaire vont être francisés. Mais tandis que la loi de 1927 a assoupli les conditions d'acquisition de la nationalité française, c'est-à-dire de la « francisation » légale, elle n'a pas mis en oeuvre une politique cohérente pour la « francisation » réelle des étrangers et de leurs enfants. Dans les années 1930, les nombreux naturalisés sont considérés comme non assimilés à la société française. Et ils sont alors concernés par le processus de sélection des étrangers. Cela signifie que l'acquisition de la nationalité française ne se rattache pas à la solution du problème de l'immigration. Autrement dit, la frontière entre la nation et l'étranger est devenue ambiguë. Dans les années 1930, les limites de la loi de 1927 se révèlent. Le sens historique de la loi de 1927 est une de causes qui compliquent le problème de l'immigration en France.